

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

〔 2025年3月1日現在 〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団協友会
代表者(役職・氏名)	理事長 平岡 邦彦
所在地・電話番号	埼玉県吉川市平沼 111番地 / 048-982-8311
法人の設立年月日	1978年7月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	金沢文庫訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1460890343
所在地	〒236-0042 神奈川県横浜市金沢区釜利谷東2丁目6番22号
電話番号	045-785-0703
FAX番号	045-786-0019
通常の事業実施地域	横浜市金沢区 横浜市磯子区（氷取沢町、上中里町、杉田7・8・9丁目）

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
看護師	・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成します。	常勤 4人 非常勤 1人

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額〔介護保険〕

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。 ※地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,491	350	699	1,048
20分以上30分未満	5,237	524	1,048	1,572
30分以上1時間未満	9,151	916	1,831	2,746
1時間以上1時間30分未満	12,543	1,255	2,509	3,763

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。 ※単価 11.12円(2級地)

加算の種類	要件	基本利用 料(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時) にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			

加算の種類	要件	基本利用 料(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
緊急時訪問 看護加算(Ⅰ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	6,672	668	1,335	2,002
緊急時訪問 看護加算(Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	6,382	639	1,277	1,915
複数名訪問 加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,824	283	565	848
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,470	447	894	1,341
長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,336	334	668	1,001
特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,560	556	1,112	1,668
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,780	278	556	834
退院時共同 指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院又は退所につき1回)	6,672	668	1,335	2,002
初回加算(Ⅰ)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合、かつ病院又は施設を退院又は退所した日に訪問した場合(1月につき)	3,892	390	779	1,168
初回加算(Ⅱ)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	3,336	334	668	1,001

加算の種類	要件	基本利用料(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 (当該月につき)	27,800	2,780	5,560	8,340
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	66	7	14	20
口腔連携強化加算	歯科訪問診療の算定の実績がある歯科医師と連携し、その旨を文書等で取り決めている場合(1月につき)	556	56	112	167

(2) 介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料(円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,369	337	674	1,011
20分以上30分未満	5,015	502	1,003	1,505
30分以上1時間未満	8,829	883	1,766	2,649
1時間以上1時間30分未満	12,120	1,212	2,424	3,636

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時) にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			
緊急時介護 予防訪問看護 加算(Ⅰ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合 (1月につき)	6,672	668	1,335	2,002
緊急時介護 予防訪問看護 加算(Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合 (1月につき)	6,382	639	1,277	1,915
複数名訪問 加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,824	283	565	848
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	4,470	447	894	1,341
長時間介護 予防訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,336	334	668	1,001
特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1月につき)	5,560	556	1,112	1,668
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1月につき)	2,780	278	556	834

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
退院時共同 指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の 従業者と共同し、在宅での療養上の必要 な指導を行い、その内容を文書により提 供し、退院又は退所後に初回の訪問看 護を行った場合 (退院又は退所につき1回)	6,672	668	1,335	2,002
初回加算(Ⅰ)	新規の利用者又は過去2月において訪 問看護の提供を受けておらず、新たに訪 問看護計画書を作成した場合、かつ病院 や施設を退院又は退所した日訪問した場 合(1月につき)	3,892	390	779	1,168
初回加算(Ⅱ)	新規の利用者又は過去2月において訪 問看護の提供を受けておらず、新たに訪 問看護計画書を作成した場合 (1月につき)	3,336	334	668	1,001
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	66	7	14	20
口腔連携強化 加算	歯科訪問診療の算定の実績がある歯科 医師と連携し、その旨を文書等で取り決 めている場合(1月につき)	556	56	112	167

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の100%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

(5) その他の利用料

その他の利用料は、訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
死後の処置料（処置材料代込）	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	22,000円

6 利用料、その他の費用の額〔医療保険〕

(1) 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用者負担は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・3割のいずれかの額です。

ア 基本利用料①(訪問看護基本療養費)

訪問看護基本療養費の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護基本療養費の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日	従来型	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	管理療養費 1	3,000	300	600	900
		管理療養費 2	2,500	250	500	750

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
訪問看護ターミナル療養費〔1〕		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護情報提供療養費〔1〕	市町村又は都道府県	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔2〕	義務教育諸学校	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔3〕	保険医療機関等	1,500	150	300	450
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時-22時) 早朝(6時-8時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22時-翌朝6時)	4,200	420	840	1,260
難病等複数回訪問加算 (同一建物内1人又は2人)	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	月14日まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算(1月につき)	重症児又は準重症児等	1,800	180	360	540
	上記以外	1,300	130	260	390
複数名訪問看護加算 (同一建物内1人又は2人)	看護師等	4,500	450	900	1,350
24時間対応体制加算	負担軽減取組実施	6,800	680	1,360	2,040
	上記以外で	6,520	652	1,304	1,956
特別管理加算〔Ⅰ〕		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算〔Ⅱ〕		2,500	250	500	750

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算	2,000	200	400	600
退院支援指導加算 (退院日の訪問時)		6,000	600	1,200	1,800
	長時間にわたる療養上必要な指導の場合	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000	200	400	600
訪問看護医療DX情報活用加算		150	5	10	15
ベースアップ評価料(Ⅰ)	医療従事者に対する賃金改善体制がある場合	780	78	156	234
ベースアップ評価料(Ⅱ)		10～ 500	1～ 50	2～ 100	3～ 150

(2) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

交通費の種類	料金
交通費 (1回につき)	550円

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の100%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

(4) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定（希望）する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算を算定する日は除く	1,650円/30分ごと
休日、営業時間以外の訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外、営業時間以外（夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護を算定する日は除く）に訪問看護を行った場合	2,200円/30分ごと
死後の処置料（処置材料費込）	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	22,000円

7 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日頃までに利用者へ送付します。

(2) 支払方法

下記の方法にてお支払ください。なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります）

支払い方法	支払い要件等
口座自動引落	利用月の翌月の28日（振替日が土日祝日の場合は翌営業日）に利用者が指定する口座から自動引落しをします。 万一、所定の振替日に自動引落しできなかった場合には、翌々月（振替日が土日祝日の場合は翌営業日）に再度、引落しを行います。

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませ
ん。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議
等で利用者の家族の個人情報は用いませ
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定し
た「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱
いに努めます。

9 虐待の防止

利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図り、指針を整備します。

又、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施し、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者置きます。

サービス提供中、事業所の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町に通報するものとします。

10 身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11 感染症の予防及びまん延防止

当事業所において感染症が発生又はまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図り、指針を整備します。

又従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施するものとします。

12 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築します。

又従業員に対して、業務継続計画について説明及び周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとし、定期的に計画の見直しや変更を行うものとします。

13 ハラスメント対策の強化

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場又は利用者等（家族・関係者含む）において行われる性的な言動・行動又は優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業員、利用者等に対し周知・啓発します。

相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業員へ周知し、マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取り組みを実施します。

又、メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取り組みを実施します。

14 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

15 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
三井住友海上火災保険株式会社	職業賠償責任保険

16 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 富士 千恵子
電話番号	045-785-0703
受付時間	午前8時30分～午後5時30分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

横浜市 金沢区役所 高齢・障害支援課	045-788-7868
横浜市 磯子区役所 高齢・障害支援課	045-750-2494
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	045-329-3447

17 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近の実施年月日	—
評価機関の名称	—
実施結果の開示状況	—

18 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ② 利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者の負担となります。
- (5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。
 - ① 末期の悪性腫瘍の場合
 - ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27. 3. 厚労告95)(平30. 3. 厚労告78改正)〕
 - ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合(指示の日から14日間を限度とする)
 - ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県吉川市平沼 111番地
	法人名	医療法人社団協友会
	代表者名	理事長 平岡 邦彦
	事業所名	金沢文庫訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	